

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置
(住宅再建の加速化)

資料 4

課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	主な具体的対応(第3弾)	主な具体的対応(第4弾)	新たな対応(第5弾加速化措置案)	これまでの加速化措置のフォローアップと効果の検証	担当省庁
住宅再建の加速化	・住宅再建等の時期の目安を公表(見える化)	①住宅再建・復興まちづくりのための加速化のタスクフォースを設置					・これまでに公表した住宅再建・復興まちづくりの加速化措置の対応状況、課題および新たな具体的対応を省庁横断的に情報共有するため、「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」第7回会合を開催	復興庁
		②住宅再建・復興まちづくり関係事業の工程・目標(住宅・宅地の戸数)の作成、公表					・地区単位の詳細な工程表や住宅・宅地の戸数ベースでの供給目標を示した「住まいの復興工程表」を6回公表。	復興庁
	・実現及び加速化のための措置を実施		③防災集団移転促進事業における土地取得困難地での計画変更手続きの簡素化及び周知	③防災集団移転促進事業における土地取得困難地での計画変更手続きの簡素化及び周知 (事業計画の軽微な変更について、事業費の20%以上の増額となる場合も土地の価格上昇にともなう事業費の増額分を除き取り扱うこと等を可能とした。)			・住宅団地の用地取得が困難な場合などにおいて、より簡単に区域変更が可能となり、事業の円滑化を推進 ・事業計画変更手続きに要する手間と時間を削減 【実績】 移転先用地の区域変更件数:308件(うち、届出による変更:169件)	国土交通省
			④入札契約方式の効率的選択について自治体へ周知					国土交通省
			⑤土地区画整理事業における起工承諾による工事着手の周知	⑤土地区画整理事業における起工承諾による工事着手の周知 (土地区画整理事業について、事業実施にあたっての事例を公表・周知することにより、事業の加速化を図る。)			・土地区画整理事業における起工承諾による工事着手、公示送達制度の適切な運用等による円滑な事業進捗を図るための方策について通知(25年3月11日) ・土地区画整理事業における起工承諾や公示送達制度の適切な運用を初めとした早期工事実施等の工夫と取組の事例を公表・周知(26年3月31日) ※起工承諾 : 実績有り 36地区 ※公示送達 : 実績有り 2地区 (平成26年3月末時点での地方公共団体アンケートによる地区数) → 起工承諾により、仮換地指定前であっても工事着手が可能となるため、早期の工事実施が可能となった。	国土交通省
						⑥仮の仮換地指定による早期工事着手 所有者所在不明や工事の同意を得られない地権者の土地において早期工事着手が必要な場合、換地設計に向けた検討・調整の進捗に先立って、工事の実施のために現位置に仮の仮換地指定を行うことにより、早期の工事着手を図る。		国土交通省
				⑦防災集団移転促進事業により取得した土地の譲渡・交換に係るガイドランスの明確化		⑧防集跡地の使用・貸付けに関する取扱いについての明確化 市町村が、防災集団移転促進事業により取得した移転促進区域内の土地について財産処分の手続きを行うことなく使用・貸付けが可能であることを通知し、防集跡地の利用を促進		国土交通省
				⑨農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携による移転跡地等の効率的な土地利用			・担当者会議等(参集範囲:県、市町村等)の場において、農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携の活用を周知。 ・防災集団移転促進事業による高台等への住居の集団移転と併せて、農業農村整備事業による移転跡地等を含めた農地整備を3地区で実施、この他13地区において工事に向け調査設計を進めているところ。(H26.3月末時点) ・石巻市の北上地区では、農業農村整備事業により移転跡地等の集約化を図り、移転先の造成団地の住民が利用する多目的広場を計画するなど、効率的な土地利用の実現に向け農地整備を推進。 ・また、造成団地から発生する残土を農地整備に活用することにより、双方の事業費の縮減に寄与。	農林水産省 国土交通省
					⑩福島県内の避難指示のあった市町村が、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備計画を策定し、復興のための事業を実施する場合、第1種農地(原則転用不許可)の転用が可能となるよう省令改正(26年1月10日)		・福島県川俣町では、復興整備計画策定に向け、現在、国及び県と調整中(平成26年5月現在)。	農林水産省
							・防災集団移転促進事業により市町村が移転元の農地を農地法の許可なく買い取ることができるよう省令改正(25年2月4日) ・3県17市町において、約248haの農地の買取が進んでいる状況(平成26年3月15日現在)	農林水産省
							・漁業集落防災機能強化事業は、沿岸部集落の主産業である漁業の継続及び防災安全性を高める地域づくりに資する事業として、これまで21市町村の169地区に復興交付金を配分済み(第8回配分まで)、うち130地区において防災集団移転促進事業による移転跡地等を活用した水産関係用地等の整備を実施。現在計画準備中の地区を含め、今後計約200地区で事業実施見込み。	農林水産省

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置
(用地取得の迅速化 (1))

課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	主な具体的対応(第3弾)	主な具体的対応(第4弾)	新たな対応(第5弾加速化措置案)	これまでの加速化措置のフォローアップと効果の検証	担当省庁
用地取得の迅速化	・用地取得加速化措置の実用化に向けたプログラム作成			①「用地取得加速化プログラム」の策定 (財産管理制度や土地収用制度、自治体の用地事務支援に関する加速化措置を拡充した上で総合的に体系化)		②「被災地特化型用地取得加速化パッケージ」の策定 平成25年10月に策定した「用地取得加速化プログラム」など、これまでの加速化措置に加え、特に土地収用手続の迅速化や用地事務の負担軽減を強化して、「被災地特化型用地取得加速化パッケージ」として取りまとめ	(用地取得率) ・防災集団移転促進事業実施25市町村の用地取得率(被災3県)が上昇。 48.9%(平成25年9月)→76.3%(平成26年3月) ・約半分の12市町村で用地取得率が80%を超えている。 10市町村(平成25年10月)→12市町村(平成25年12月) (土地収用手続の迅速化) ・釜石市防潮堤事業(モデル事業)で用地取得完了を2～3年前倒し	復興庁 法務省 国土交通省
	・自治体の用地事務の支援(国のノウハウの提供)	③関係省庁・県の専門家による実務支援チームの始動(25年3月4日)→「用地加速化支援隊」を創設し、個別具体的な用地事業について、市町村と一体となって課題を解決(平成26年2月)				④地方公共団体の負担軽減 地方公共団体の用地事務の更なる負担軽減を図るため、登記情報の共有、相続調査の迅速化・効率化、司法書士の市町村への駐在及び司法書士・土地家屋調査士等への登記業務の外注促進を図る。	・平成25年3月以降、復興庁、関係省庁等が連携し、市町村の用地担当者が直面する課題に対応。平成26年2月、関係省庁からなる「用地加速化支援隊」を創設し、個別具体的な用地事業について、市町村と一体となって課題を解決(平成25年3月～平成26年4月末現在のべ50市町村を訪問)	復興庁 法務省 国土交通省
	・所有者不明等の土地の処理の迅速化(不在者財産管理制度・相続財産管理制度の円滑な活用等)	⑤財産管理制度の運用状況(財産管理人の選任まで1カ月程度等)の自治体への周知	⑤財産管理制度の運用状況(財産管理人の選任まで1カ月程度等)の自治体への周知及び自治体における申立てガイドライン作成への協力等を最高裁事務総局に要請				【フォローアップ】 〔裁判所における取組〕※ 法務省において最高裁事務総局から聴取したもの ・仙台、盛岡及び福島の家裁において、管内の全自治体に対し、相談窓口を周知する文書を送付。沿岸部の自治体を中心に個別訪問して、申立てのしやすい環境づくりを実施。 (各家裁共通) ・震災を原因とする所在不明の場合における手続の簡素化。通常必要な手続の代替として、行方不明者届等の活用。 ・前記モデル(仙台高裁に提供されたもの)を参考にQ&Aを作成し、管内の自治体に周知。各家裁のHPでも公開。 ・仙台、盛岡及び福島の家裁による関係自治体への制度・運用説明について、引き続き、自治体からの要望等に応じて実施する予定。 (盛岡家裁) ・復興局や関係機関と連携し、自治体関係者に対し財産管理制度の出張勉強会を実施 ・平成25年4月以降に選任が申し立てられた(関係諸団体への協力依頼は同年3月)平成26年3月31日時点の盛岡家裁管内における財産管理人の選任及び権限外行為許可の状況は次のとおり(復興関連のものに限る。) 不在者財産管理人… 選任13件(内訳:弁護士1名、司法書士11名、その他1名) 相続財産管理人… 選任11件(内訳:弁護士8名、司法書士3名) ※申立てがあったものについては全て選任済み。 権限外行為許可… 19件 ※申立てがあったものについては全て許可済み。 (仙台家裁) ・復興局や関係機関と連携し、自治体関係者に対し財産管理制度の出張勉強会を実施 ・平成25年4月以降に選任が申し立てられた平成26年3月31日時点の仙台家裁管内における財産管理人の選任及び権限外行為許可の状況は次のとおり(復興関連のものに限る。) 不在者財産管理人… 選任11件(内訳:弁護士2名、司法書士7名、親族2名) 相続財産管理人… 選任9件(内訳:弁護士9名) ※申立てがあったものについては、取下げ(2件)のほか、全て選任済み。 権限外行為許可… 14件 ※申立てがあったものについては全て許可済み。 (福島家裁) ・復興局と弁護士会、司法書士会との協議にオブ参加して情報を収集 ・平成25年4月以降に選任が申し立てられた平成26年3月31日時点の福島家裁管内における財産管理人の選任及び権限外行為許可の状況は次のとおり(復興関連のものに限る。) 不在者財産管理人… 選任46件(内訳:弁護士1名、司法書士4名、親族1名) 相続財産管理人… 選任3件(内訳:弁護士3名) ※申立てがあったものについては、取下げ(1件)、選任手続中(3件)のほか、全て選任済み。 ※複数の不在者に同一の財産管理人が選任された事例があるため、財産管理人の選任件数と内訳の合計数とは一致していない。 権限外行為許可… 7件 ※申立てがあったものについては全て許可済み。	法務省
		⑥円滑な財産管理制度の運用に向けた自治体と地域の弁護士会、司法書士会等の関係団体との連携強化	(参考)裁判所の取組状況 ・自治体との連携、自治体による申立てガイドラインの作成に協力 ・通常必要な手続の代替として、行方不明者届、未発見者証明書等の活用による手続の迅速化 ・震災関連事件対応のため書記官等約25人の増配置、震災対応窓口の設置等の態勢面の整備	⑥円滑な財産管理制度の運用に向けた自治体と地域の弁護士会、司法書士会等の関係団体との連携強化 (参考)裁判所における取組 ※法務省において最高裁事務総局から聴取したもの ・財産管理人選任申立における申立地や提出書類の柔軟対応 ・財産管理人の選任手続等の期間短縮(通常1か月の選任手続を1～2週間に) ・財産管理人の候補者(弁護士・司法書士)の確保(3県で約500名)				法務省
			⑦不明地権者調査における司法書士や補償コンサル等の活用の周知				・用地取得に関する業務を外部に委託することにより、自治体のマンパワー不足を軽減 ・特に、相続人多数の場合は、権利調査などに時間を要することから、外部委託することにより、効率的な事業進捗が可能となる 【実績】 司法書士、補償コンサルタント等へ委託した市町村数 : 22市町村 うち不明地権者調査に係る委託 : 4市町村 (平成26年3月末時点での地方公共団体アンケートによる市町村数)	国土交通省

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置
(用地取得の迅速化 (2))

課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	主な具体的対応(第3弾)	主な具体的対応(第4弾)	新たな対応(第5弾加速化措置案)	これまでの加速化措置のフォローアップと効果の検証	担当省庁
用地取得の迅速化	・所有者不明等の土地の処理の迅速化(不在者財産管理制度・相続財産管理制度の円滑な活用等)		⑧土地区画整理事業における公示送達制度の適切な運用等を通じた換地手続の促進	⑧土地区画整理事業における公示送達制度の適切な運用等を通じた換地手続の促進 (土地区画整理事業について、事業実施にあたっての事例を公表・周知することにより、事業の加速化を図る。)			・土地区画整理事業における起工承諾による工事着手、公示送達制度の適切な運用等による円滑な事業進捗を図るための方策について通知(25年3月11日) ・土地区画整理事業における起工承諾や公示送達制度の適切な運用を初めとした早期工事実施等の工夫と取組の事例を公表・周知(26年3月31日) ※起工承諾 : 実績有り 36地区 ※公示送達 : 実績有り 2地区 (平成26年3月末時点での地方公共団体アンケートによる地区数) → 起工承諾により、仮換地指定前であっても工事着手が可能となるため、早期の工事実施が可能となった。	国土交通省
	・土地収用手続きの迅速化					⑨被災地特化型用地取得加速化パッケージ ・運用の明確化による土地収用手続きの迅速化 東日本大震災復興特区法の改正も踏まえて、土地収用法の運用に当たっての留意事項等について通知を发出し、被災地における土地収用手続の更なる迅速化を図る。 ・不明裁決の申請に係る権利者調査のガイドラインの作成・周知 権利者調査の方法をガイドラインで明示することにより、土地収用手続の迅速化と起業者の負担軽減を図る。		復興庁 国土交通省
			⑩事業認定手続きにおける審査期間の短縮(3カ月→2カ月以内)	⑩事業認定手続きにおける審査期間の短縮(通常3カ月を2カ月に)		⑪事業認定手続の迅速化 東日本大震災復興特区法改正において、事業認定手続における審査期間の短縮が明記されたことから、同内容を被災地に周知。	・事業認定手続の短縮 ・モデル事業により得られた知見等を活用して、他の類似の防潮堤事業等に関する手続を加速化。 ・例えば、岩手県宮古市の金浜地区海岸の防潮堤事業については、モデル事業の事業認定申請書のフォーマットを活用することにより、申請書の作成期間を大幅に短縮し、およそ1か月で申請書が概成。 * 岩手県釜石市の防潮堤事業 53日で告示 (モデル事業) * 岩手県宮古市の防潮堤事業 55日で告示 ・宮城県においても、気仙沼市の防潮堤事業をモデル事業として進めていくこととし、5月14日に事業認定を告示 * 宮城県気仙沼市の防潮堤事業 50日で告示	国土交通省
		⑫国交省職員による実務研修の実施						国土交通省
			⑬土地収用法上の事前説明会と他の説明会の開催を兼ねることによる効率化				・モデル事業における取組を参考として、他の事業についての説明会の開催方法を効率化するなど、モデル事業における成果を他事業においても活用。 * 岩手県釜石市の防潮堤事業 用地説明会と同日に開催 (モデル事業) * 岩手県宮古市の防潮堤事業 事業計画説明会と同日に開催	国土交通省
			⑭収用裁決手続きにおける指名委員制度の活用及び事務局体制の強化等	⑭収用裁決手続きにおける指名委員制度の活用及び事務局体制の強化等 ・所有者が不明の場合の不明裁決の手続きを起業者向けに明確化 ・収用手続迅速化に向けた全国の運用事例の調査・共有		⑮収用裁決手続の迅速化 ・東日本大震災特区法改正等を踏まえ、書類の一部を省略して裁決申請があった場合の運用方法の工夫や裁決申請に当たって任意交渉を要するものではないこと等を通知において明示。 ・東日本大震災特区法改正において、収用裁決手続の迅速化に向けて努力義務が設けられたことを踏まえ、指名委員制度の活用、不明裁決の活用、必要書類の見直し等による裁決手続の迅速化について通知を发出。 ・所有者不明の場合等における不明裁決申請のガイドラインを作成し、適切かつ合理的な権利者調査の方法を明示することにより、起業者の負担を軽減し、土地収用手続を迅速化。 ⑯緊急使用制度の活用 東日本大震災復興特区法改正において、復興の推進が困難となる場合にも緊急使用の活用が可能であることが明記され、使用期間が1年に延長されたことを踏まえ、土地所有者不明の場合等に積極的に活用を図ることや権利者調査の合理化等について通知を发出。	・収用裁決手続の迅速化 ・岩手県釜石市の防潮堤事業について、岩手県収用委員会において2件の裁決手続が進行中。	国土交通省
				⑰事業認定申請手続きの早期着手(3年8割を待たずに) (任意買収と並行した収用手続の進行(復興事業における早期事業認定申請ルール))		⑱収用手続への移行時期の早期化 事業認定申請に当たって、任意交渉を要するものではないことについて通知により明示。	・収用手続への移行時期の早期化 ・事業認定告示済みの3件の防潮堤事業については、任意買収と並行して収用手続を進行。	国土交通省

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置
(埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化)

課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	主な具体的対応(第3弾)	主な具体的対応(第4弾)	新たな対応(第5弾加速化措置案)	これまでの加速化措置のフォローアップと効果の検証	担当省庁
埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化	・発掘調査の迅速化	①従前調査による知見に基づき試掘調査を不要とするなど発掘調査の簡略化と迅速化					【フォローアップ】 ・従前調査による知見に基づき試掘調査を不要とすることなどを通知(23年4月、24年4月、25年2月) ・被災地の各地の状況を説明会や会議等によりきめ細かくフォローし、迅速化を支援 ・文化庁職員(課長・調査官)の現地訪問 【効果】 ・復興事業の工期への影響を回避 (事例1)岩手県山田町(防災集団移転促進事業による高台移転に伴う発掘調査) 調査は工期に影響しないこととなり、また、調査期間は調整前に当初想定された18か月から5か月に短縮 (事例2)福島県広野町(災害公営住宅の建設に伴う発掘調査) 調査は工期に影響しないこととなり、また、調査期間は調整前に当初想定された6か月から3か月に短縮 ・説明会や会議等の開催等により、関係者間の連携と情報共有が進み、迅速化に貢献	国土交通省 文化庁
		②民間組織の活用による迅速な実施		②民間組織の活用による迅速な実施			【フォローアップ】 ・民間組織の活用を促進(民間活用に知見のある職員の短期派遣等) ・各自治体が行う発掘調査に際して民間組織への委託において参考となる仕様書を文化庁で作成 【効果】 ・民間企業の参画で、発掘調査に必要な人材と機材の確保が円滑化(6か所で民間企業の導入を実施。) (事例) ・石巻市が行う遺物整理作業を民間調査組織に委託(契約期間 平成25年7月～26年3月、平成26年4月～27年3月) ・釜石市が行う発掘調査(3か所)に民間組織を導入(平成25年11月～平成26年3月)	文化庁
			③防災集団移転促進事業大臣同意前に調査実施可能であることの周知 ・仮換地の前でも地権者同意があれば、順次工事着手				【フォローアップ】 ・防災集団移転促進事業において、土地所有者の同意により、大臣同意前に埋蔵文化財調査が可能であり、当該調査に復興交付金が充てることができる旨を通知(25年3月15日) 【効果】 ・大臣同意前からの発掘調査の調整 (事例) ・大槌町(大臣同意前3か月前から調整に着手)	文化庁 国土交通省
	・発掘調査体制の充実	④全国から発掘担当者を派遣(32名(24年10月)→60名体制(25年4月～)へ 拡充)					【フォローアップ】 ・全国から発掘担当者を派遣(32名(平成24年度)→70名体制(平成25年度)→62名体制(平成26年度上半期)) ・奈良文化財研究所による発掘調査の技術支援(福島県広野町、南相馬市、いわき市、宮城県気仙沼市、岩手県野田村) ・全国からの派遣職員や奈文研職員等の発掘調査関係者を一堂に会し、今後の進め方の確認や健康に留意した取り組みについての会議を実施(平成23・24年度に各2回、平成26年度は4月に実施、次回は10月予定) 【効果】 ・増加する発掘調査ニーズに対応するため、派遣職員の増員を実施し、事業量に応じた必要な人員を確保 (発掘調査と派遣職員数の増加) 平成24年度 試掘調査:61件 本調査:14件 派遣職員数:32名 平成25年度 試掘調査:128件 本調査:21件 派遣職員数:70名	文化庁
	・発掘調査費用の確保	⑤「復興交付金」による発掘調査費用の確保					【フォローアップ】 ・「復興交付金」による発掘調査費用を確保(29.4億円(26年4月時点)) 【効果】 ・予算不足による発掘調査の遅延事例なし	文化庁

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置
(人員不足、資材不足、発注者支援、適正な契約 (1))

課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	主な具体的対応(第3弾)	主な具体的対応(第4弾)	新たな対応(第5弾加速化措置案)	これまでの加速化措置のフォローアップと効果の検証	担当省庁
人員不足 ＜技術者・技能者の確保＞	・広域的な人材の確保	①被災地と被災地以外の建設企業が共同する復興JVの導入					・26年4月9日現在、合計90件の復興JVが登録されている。 (宮城県20件、岩手県25件、仙台市6件、石巻市24件、森林管理局12件、東北地整3件) →復興JVによる落札が累計70件に達している。	国土交通省
		②人材の広域調達に伴う増加費用の精算払い					・技能労働者を遠隔地から調達した場合、設計変更で赴任旅費や宿泊費等の追加コストを支払うこととした。 →各発注者においては、発注時に条件明示している。	国土交通省
	・人材の効率的な活用	③発注ロットの大型化					・人材の効率的な活用のために、地元企業の活用を図りつつ、発注ロットの大型化を図る。 →入札不調になった案件について、再発注時に発注ロットを大型化するなどの工夫を講じており、ほぼ契約できている。	国土交通省
		④5km以内の工事間での技術者の兼任を可能とする配置基準の緩和		④10km以内の工事間での技術者の兼任を可能とする配置基準の緩和			・密接な関係のある10km程度以内の2つの工事について専任の主任技術者の兼務可能(建設業法施行令第27条第2項の取扱いの明確化)	国土交通省
				⑤東北六県における各機関の発注見通しを統合して公表			・東北32地区ごとに各機関の発注見通しを一覧表で表示する「発注見通しとりまとめ版」として、11月1日に暫定運用を開始 →東北地方整備局ホームページにて毎月情報更新	国土交通省
資材不足 ＜生コン、砂＞	・地域毎・資材毎のきめ細かな需給対策の実施	①発注者、建設業団体、資材団体等で構成する情報連絡会を開催し、需給見通しを共有		①発注者、建設業団体、資材団体等で構成する情報連絡会を開催し、需給見通しを共有 (「建設資材対策東北地方連絡会」に「災害公営住宅専門部会」を新たに設置)			・建設資材対策地方連絡会・分会等の開催により、地域ごとにきめ細かな需給安定化対策を検討 平成23年 7回、平成24年 26回、平成25年 39回(26年3月末現在) (復興加速化会議含む) ・9月6日に災害公営住宅分野に係る連絡協議会を開催 →(災害公営住宅・連絡協議会) ・連絡協議会で提示された被災地からの要望を踏まえ、専任の主任技術者の兼務の要件については、9月19日付で緩和。 ・連絡協議会で提示された生コンの供給者側に対する優先供給を要請。 ＜現在の主な状況(フォローアップ)＞ ・災害公営住宅専門部会を平成25年9月6日に設置、開催し、今後の災害公営住宅に係る建設量、建築資材の需給見通しや課題・問題点と対応状況等について意見交換を実施。(東北地方整備局に設置) 【メンバー】 [発注機関] 岩手県 県土整備局、福島県 土木部 宮城県 土木部、仙台市 都市整備局 [建設業者団体] 東北建設業者連合会、(一社)日本建設業連合会 東北支部 [関係機関] (一社)住宅生産団体連合会、各県地域型復興住宅推進協議会 (独)都市再生機構、東北地方整備局 建設部 [オブザーバー] 国土交通省 住宅局 住宅総合整備課、住宅生産課 国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 国土交通省 東北地方整備局 企画部・営業部 ・これを受け、住宅の復興関係の下記の会議等を活用し、各県ごとに、発注機関・受注者間で情報共有・意見交換をきめ細かく実施。 [岩手県] 9/27 岩手県プレハブ建築協会と意見交換 2/17 岩手県の住宅再建に係る生産者等意見交換会 [宮城県] 11/13 宮城県建設業協会建築委員会と意見交換 11/20 みやぎ復興住宅整備推進会議 12/12 みやぎ復興住宅整備推進会議 [福島県] 9/27 福島地域型復興住宅推進会議 2/3 ふくしま復興住宅供給促進会議 ・今後も状況に応じて、機会を捉えて情報共有・意見交換を継続的に実施	国土交通省
	・供給体制の拡充	②新たな民間プラントの設置					・民間プラントの増設 震災後10基が増設(26年4月現在) ・ミキサー船の活用 7基が稼働	国土交通省
		③原材料の骨材を地域外から調達 ・遠隔地からの資材調達に伴う増加費用の精算払い ・港で骨材を荷揚げする施設や仮置き場所の拡大					・海運等による地域外からの骨材調達 平成24年度生コン月平均出荷量の約半分に相当する骨材を地域外から調達 ・直轄ダム等に堆積した砂利を骨材として活用(25年5月より採取開始) ・コンクリートブロック等、コンクリート製品の活用 ・急激な物価変動に伴う請負代金額の変更(スライド条項の適用) ・資材価格の予定価格への迅速な反映(タイムラグを従来の約半分に縮小)	国土交通省
		④公共による公共事業専用のプラントの設置(協議中) ・宮古・釜石地区において、三陸沿岸道路工事のための公共プラントを国が新設		④公共による公共事業専用のプラントの設置 (所管省庁が異なる複数の災害復旧工事の事業費を活用して、生コン仮設プラントを設置するスキームの創設(宮城県が活用予定))			・宮古・釜石地区において、平成26年度の三陸沿岸道路工事に間に合うよう公共プラント新設工事をH26.4着手。H26.9稼働予定。 ・宮城県が気仙沼地区・石巻地区で設置(各2基)する、災害復旧工事向け生コン仮設プラントは、H26.5稼働開始。	国土交通省
				⑤ダンブカーの被災地特例の延長			・被災地外から応援に来ているダンブカーに関し、運転者が6日以内に戻らねばならない所属営業所を被災地拠点でも可とする特例の期限を平成27年度末まで延長	国土交通省

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置
(人員不足、資材不足、発注者支援、適正な契約 (2))

課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	主な具体的対応(第3弾)	主な具体的対応(第4弾)	新たな対応(第5弾加速化措置案)	これまでの加速化措置のフォローアップと効果の検証	担当省庁
発注者支援①	・被災自治体への人的支援	①全国の自治体からの更なる職員派遣(約1,800人派遣中(25年2月時点))					・平成26年度総務省スキームにおける人材確保要望数・充足数・不足数の推移 26年2月現在 要望数1,530 充足数647 不足数883 ↓ 26年4月現在 要望数1,475 充足数1,106 不足数369 ・総務省スキームにおける職員の派遣決定数の推移 《現役職員の派遣決定数》 26年2月現在 530人 ↓ 26年4月現在 875人 《任期付職員の派遣決定数》 26年2月現在 27人 ↓ 26年4月現在 51人	総務省
		②任期付職員等の採用支援(24年度約680名採用,25年度約420名採用予定)					・総務省スキームにおける任期付職員の採用実績の推移 26年2月現在 62人 ↓ 26年4月現在 102人	
		③公務員OB、民間実務経験者等の活用のための新たな取組					・OB職員のリスト登録人数・採用人数の推移 26年2月現在 リスト登録人数 29人 採用人数 1人 ↓ 26年4月現在 リスト登録人数 36人 採用人数 11人	総務省 復興庁
		・市区町村OB職員の情報システム構築(約180名登録済(25年2月時点)) ・民間企業等の人材の活用促進のため、財政措置の拡充及び採用手続の周知を実施(平成25年3月1日付)						
		・青年海外協力隊帰国隊員、国家公務員OB、民間実務経験者から採用した復興庁職員を市町村に駐在	・24名駐在(25年4月1日時点)				・総務省スキームにおける民間企業等からの派遣人数の推移 26年2月現在 13人 ↓ 26年4月現在 20人 ・総務大臣の要請を受けた業界団体・民間企業によるこれまでの支援実績 ・日本補償コンサルタント協会 人的支援の一環として岩手県大槌町と用地取得に係る委託契約を締結(5～7人の人的支援に相当する効果) ・大日本住友製薬(株) 従業員2人が、平成25年10月から宮城県石巻市へ派遣 ・清水建設(株) 従業員1人が、平成26年1月から福島県相馬市へ派遣 ・鹿島建設(株) 従業員1人が、26年2月1日から岩手県陸前高田市へ派遣 従業員5人が、26年4月1日から岩手県、宮城県、福島県の5市町へ派遣 ・帝人(株) 従業員2人が、26年4月1日から宮城県石巻市へ派遣	
	・発注者の負担軽減	④複数地区の設計業務と工事を一括して発注するCM方式の導入(アットリスク型、アットリスク＋ビュア型等)					・女川町・東松島市・気仙沼市・南三陸町・石巻市、陸前高田市・山田町・宮古市・大槌町・大船渡市・釜石市、いわき市においてCMRを決定。 →各市町において、入札不調が発生することなくCMRと契約し、防災集団移転や土地区画整理事業等が進捗している。	国土交通省
		⑤都市再生機構(UR)の活用(25年4月より現地支援体制を大幅に強化)等	平成25年3月:220名 → 平成25年4月:303名				・URは22の被災自治体と協定等を締結し、当該自治体からの委託又は要請を受けて復興市街地整備事業(22地区)並びに災害公営住宅の整備(要請戸数:3,258戸)を推進。 ・このため、事業の本格化に併せて、現地復興支援体制を26年4月より400名体制に強化。 ＜復興市街地整備＞ ・12市町22地区で工事中手済。 ＜災害公営住宅の整備及び譲渡＞ ・15市町から3,258戸の建設要請を受け、1,577戸で工事中手済。(うち完成365戸)	国土交通省
適正な契約価格	・実勢価格の契約価格への適切な反映		①平成25年度公共工事設計労務単価の改訂(被災3県の全職種平均で対前年度比約21%の上昇)			①実勢価格を適切・迅速に反映した公共工事設計労務単価を設定(H26.2) 例年の4月改訂を前倒するとともに、被災3県については、入札不調の発生状況に応じた引き上げ措置を継続。 被災3県の全職種平均で対平成25年4月比+8.4%、対平成24年度比+31.2%		国土交通省
		②人材や資材の広域調達等に伴う増加費用の精算払い(再掲)					・技能労働者や資材を遠隔地から調達した場合、設計変更で赴任旅費や宿泊費、輸送費等の追加コストを支払うこととした。 →各発注者においては、発注時に条件明示している。	国土交通省
				③「東日本大震災の被災地で適用する積算基準」の策定(資材やダンプトラック等の不足による日当たり作業量の低下に対応した積算基準の策定)		③「東日本大震災被災3県専用の積算基準」の一部見直し ・被災3県における間接工事費の割り増し【共通仮設費:1.5倍、現場管理費:1.2倍】(H26.2) ・日当たり作業量の補正【土工(3工種)20%、コンクリート工(29工種)10%】(H26.4) ・建設機械等損料の維持修理費率の割り増し【5%】(H26.4)		国土交通省
						⑤単品スライド条項に基づく変更手続きの簡素化(H26.2) (発注者が出来高報告書等を用いて官積算によりスライド額を算出することにより、単価や数量に係る証明書類のとりまとめ・提出を不要とし、受発注者の負担を軽減)		国土交通省
				④被災3県における標準建設費の見直し(災害公営住宅に係る被災3県における主体付帯工事費の引上げ・特例加算の枠の追加)		④被災3県におけるさらなる標準建設費の見直し 平成26年度当初予算において、公営住宅整備等に係る工事費の動向を踏まえ、標準建設費の引上げを措置 (参考)被災3県における標準建設費の引き上げ率 低層: +4.8% 中層: +6.4% 高層: +6.7%	＜現在の主な状況(フォローアップ)＞ ・東日本大震災以降、被災地の建築工事費が大幅に上昇していることから、平成25年9月1日付けで被災3県における災害公営住宅整備事業等に適用される標準建設費について見直しを措置。 ・主体付帯工事費(建築主体の工事費)の上限を15%引き上げる ・工期の短縮等その他特殊事情による工事費の上昇等に対応するため特例加算の枠を設ける ＜効果の検証＞ ・災害公営住宅の発注における入札不調発生率は低く抑えられている。 (また、不調・不落となった案件についても、再入札等により契約まで至っている。)	国土交通省

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置
(人員不足、資材不足、発注者支援、適正な契約 (3)、市街地中心部再生)

課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	主な具体的対応(第3弾)	主な具体的対応(第4弾)	新たな対応(第5弾加速化措置案)	これまでの加速化措置のフォローアップと効果の検証	担当省庁
円滑な施工確保	・災害公営住宅の供給円滑化					①災害公営住宅における多様な発注方式、工法等の情報提供による工事の発注の円滑化 災害公営住宅の供給円滑化に向けて、「入札不調の要因や対応」、「適正価格による契約」、「買取り方式などの発注方式の工夫、鉄骨造、PC工法などの多様な工法に係る情報」※について地方公共団体及び国等による災害公営住宅発注支援連絡会議を設置、開催し、情報提供を実施。 ※ 従来の工法だけでは建築工事の集中による資材不足、人材不足等に対応できないおそれがあるため、地元建設業者の施工経験の少ない、また自治体で発注経験の少ない、より省力化、工場生産化のための工法や発注方法について情報提供を行い市町村等が活用できるよう支援。 <災害公営住宅発注支援連絡会議の設置、開催> 〔構成員〕主催者：岩手県、宮城県、福島県 出席者：関係市町村 オブザーバー：国土交通省、(独)都市再生機構、公営住宅事業者等連絡協議会 〔開催日〕4/18 福島県 4/22 宮城県 4/24,25 岩手県 〔連絡会議で提供する情報〕 ・入札不調の要因、対応等状況 ・適正価格による契約 ・多様な発注方式・工法に係る情報		国土交通省
市街地中心部の再生	・ 基本的な指針の提示				①「被災地まちなか商業集積・商店街再生 加速化指針」を策定し、商業集積・商店街再生の標準的な手順を業務遂行の手引きとして自治体職員等に周知		「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」を策定・発出した後、復興局を通じて、県・市町村職員その他まちづくり関係者へ周知。また、商業集積・商店街を整備するためのまちなか再生計画について、認定要領の通知を发出。	復興庁
<商業集積・商店街の再生>	・ 商業施設の整備等に関する支援				② 商業施設等復興整備事業により、被災事業者等のニーズを踏まえて、被災事業者が主体となって、震災により失われた商業機能の復旧のために整備する共同店舗等の整備を補助(原子力災害被災12市町村では、自治体等による整備も対象)		平成25年度補正予算において「津波・原発被災地域雇用創出企業立地補助金(商業施設等復興整備事業)」を創設。 公設商業施設整備事業については、平成26年2月26日～平成26年8月29日の期間において第一次公募を実施。第1号案件として、川内村の公設商業施設整備事業を本年3月25日に採択した。 民設商業施設整備事業については、上記まちなか再生計画認定要領の通知を踏まえ、平成26年3月26日～平成26年9月30日の期間において第一次公募を実施。復興庁と連携し、4月に岩手、宮城、福島の被災市町村、商工会・商工会議所等の関係者を対象に説明会を実施。また、被災市町村の求めに応じて個別説明会を女川町等で実施。	経済産業省 中小企業庁
					③ 商業施設と一体となり市街地中心部のにぎわいを創出する公益施設の整備が可能である暮らし・にぎわい再生事業について、復興交付金の対象事業とし、その活用を周知。		・平成25年度補正予算において、復興交付金の市街地再開発事業の一メニューに位置付け。 ・商業施設と一体となり市街地中心部のにぎわいを創出する公益施設の整備が可能である暮らし・にぎわい再生事業の活用について通知(平成26年2月7日)。	国土交通省
					④ 中小企業基盤整備機構が市町村に譲渡した仮設施設の整備・有効活用等事業にかかる支援を実施		独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する仮設施設整備事業を活用し、田村市都路地区に仮設商業施設を整備。本年4月6日に、古道地区及び岩井沢地区の2箇所で、仮設商業施設「Domo」を開店。	中小企業庁
					⑤ 津波復興拠点整備事業において、早期の商店街の再生に資するよう、起工承諾による工事着手、整備した宅地の賃貸について周知・活用。		・津波復興拠点整備事業において、起工承諾による早期工事着手、整備した宅地の賃貸による商店街の再生のための方策について通知(26年1月16日) ※起工承諾 : 実績有り 12地区 (平成26年3月末時点での地方公共団体アンケートによる地区数)	国土交通省
	・ 専門家派遣・人材育成等の支援				⑥ 復興支援アドバイザーの活用により、商業施設開発・運営管理を含む各種の専門家を被災地に無料で派遣等し、自治体等に対するアドバイスを実施		中小機構の震災復興支援アドバイザー制度を活用し、復興庁と連携し、派遣要請のあった自治体の関係者に対し、まちなか再生計画や施設整備計画の策定等についてのアドバイスをを行う。	中小企業庁
					⑦ 商業集積等に携わる自治体職員ほかまちづくり担当者に対し研修を実施し、専門的知識やノウハウを提供。		まちなか再生計画に関連して、自治体職員ほかまちづくり担当者に対し、中小機構の震災復興支援アドバイザーを活用しつつ商業集積と商店街再生、産業用地確保と企業誘致を進める上でのノウハウなどを提供する研修会を開催(岩手、宮城及び福島各復興局において計6回)。市町村、まちづくり関係者ら延べ186名が参加。	復興庁
民間住宅の自立再建支援						①「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」の策定 復興事業による宅地整備等に対応した民間住宅の自立再建を支援するため、造成された宅地を被災者に早期に引き渡す手順や被災者が住宅を再建する際の具体的な相談への対応方策を「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」としてとりまとめ。		復興庁 法務省 国土交通省
	・再建具体化のための相談への対応強化					②被災者からの住宅再建具体化に向けた相談への対応強化 地方公共団体と地域の建設関係事業者や住宅金融支援機構等が連携し、公的助成措置や融資・資金計画、住宅建設事業者等に関するワンストップの相談会を開催するなど、内容を充実させつつ、被災者からの住宅再建具体化に向けた相談への対応を強化する。		
	・住宅着工までの期間の短縮					③造成工事完了から被災者による住宅着工までの期間の短縮 登記囑託の計画的処理、登記処理と住宅建設の並行実施のノウハウ提供及び被災者向け防集団地の借地手続の円滑化を図ることにより、造成工事完了から被災者による住宅着工までの期間を短縮する。		
	・工事従事者・住宅資材確保のための支援					④再建工事集中時における建設事業者の円滑な人材・資材確保への支援 宅地供給後に住宅再建工事が集中し、工事従事者や住宅資材が不足する地域において、遠隔地から工事従事者のための仮設宿泊施設等の整備や、住宅資材・応援職人の融通・手配等を支援し、円滑な住宅再建工事の実施を支援する。		

住宅再建・復興まちづくりの加速化支援措置

課題	主な対応方針	主な具体的対応(第1弾)	主な具体的対応(第2弾)	主な具体的対応(第3弾)	主な具体的対応(第4弾)	新たな対応(第5弾加速化措置案)	これまでの加速化措置のフォローアップと効果の検証	担当省庁
加速化措置の支援	加速化状況及び加速化措置の「見える化」			①見える化のワンストップ(復興庁ホームページ) ・「つちおと情報館」の運用開始 ・「まるふくマーク」の共通利用			・「つちおと情報館」の運用により、現地の住宅・公共インフラの復旧・復興状況を、被災者のニーズにあわせて分かり易くまとめ、情報共有を進め、見通しを明らかにしています。これにより、復興の加速状況を伝え、復興への希望を示して加速化を支援しています。 ・掲載地区は平成26年5月1日現在216地区。運用開始時点(平成25年9月27日)から85地区増加。 ・「まるふくマーク」の賛同機関は平成26年5月1日現在71機関。共通利用開始時点(平成25年9月27日)から24機関増加。	復興庁
				②「加速化措置一覧表」の公表(復興庁ホームページ) 第1～3弾の加速化措置及び関係通知等を一覧表に取りまとめ公表			・加速化措置第1弾～第5弾までの加速化措置及び関係通知を復興庁HPに掲載予定。	復興庁
	復旧・復興事業の施工確保対策の周知			③施工確保対策の周知(これまでに講じてきた施工確保対策を体系的に整理)			・平成25年9月19日付けで岩手県、宮城県、福島県、仙台市及び建設業団体に通知済。(市町村に対しては各県から通知するよう同通知で依頼済。)	国土交通省